

ならない。

(苦情解決)

第42条 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに係る苦情に関し、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村等に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第43条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図るよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第44条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 雑則

(補則)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者援護施設のうち、規則で定めるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、多目的室を設けないことができる。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第3条-第20条)

第3章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)

第80条第1項の規定により、地域活動支援センター(法第5条第26項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者(以下この条、次条及び第13条において「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業(法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。)を行う者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第2章 設備及び運営に関する基準

(運営規程)

第3条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(緊急時等の対応)

第4条 地域活動支援センターの従業者は、現にサービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第6条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 地域活動支援センターは、やむを得ず利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第7条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供したときは、その提供をした日及び内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 地域活動支援センターは、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第6条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録

(3) 第19条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 第20条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第9条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第10条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

(2) 便所

(3) その他地域活動支援センターの運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(従業者)

第11条 地域活動支援センターには、次に掲げる従業者を置かななければならない。

(1) 施設長

(2) 指導員

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

4 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、及び地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所)

第12条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第13条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その用途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 地域活動支援センターは、前項の規定による支払を求めようとするときは、利用者等に対しその用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第14条 地域活動支援センターは、生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会を提供する場合には、生産活動に従事する者の作業時間及び作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第15条 生産活動の機会を提供する地域活動支援センターは、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

(定員の遵守)

第16条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第17条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、その施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第18条 地域活動支援センターの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第19条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 雑則

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第80条第1項の規定により、福祉ホーム（法第5条第27項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。）を行う者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第3条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす福祉ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、この限りでない。

(運営規程)

第4条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時等の対応)

第5条 従業者は、施設内においてサービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)



第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど利用者等が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第7条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 福祉ホームは、やむを得ず利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第8条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供したときは、その提供をした日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第9条 福祉ホームは、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第7条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由等の記録
- (3) 第17条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第10条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第11条 福祉ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室
- (6) その他福祉ホームの運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(管理人)

第12条 福祉ホームには、管理人を置かななければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、及び福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第13条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に対しその使途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 福祉ホームは、前項の規定による支払を求めようとするときは、利用者に対しその使途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第14条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、その施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第16条 福祉ホームの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第17条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 障害者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

## 長野県条例第66号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 児童発達支援（第4条－第53条）

第3章 医療型児童発達支援（第54条－第57条）

第4章 放課後等デイサービス（第58条－第60条）

第5章 保育所等訪問支援（第61条－第65条）

第6章 雑則（第66条・第67条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (4) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (5) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により適用する場合を含む。）又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援又は同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

（一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は、障害児及びその通所給付決定保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第48条において「障害福祉サービス」という。）を行う者等との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 児童発達支援

（基本方針）

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章及び第66条において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（従業者）

第5条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所（指定児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所をいう。以下この章において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第68条第1項第6号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる前項の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

3 前2項に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第6条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員及び保育士
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 児童発達支援管理責任者
- (6) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員

2 主として難聴児を通わせる前項の指定児童発達支援事業所には、同項各号に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置かなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる同項の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 第1項第1号から第5号までに掲げる従業者
- (2) 看護師
- (3) 機能訓練担当職員

4 前3項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。

5 第1項から第3項までに規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務（規則で定める場合にあっては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、栄養士及び調理員については、障害児の支援に支障がない場合には、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所）

第8条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第9条 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 指導訓練室
- (2) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

2 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第10条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる当該指定児童発達支援事業所においては、

障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

- (1) 指導訓練室
- (2) 遊戯室
- (3) 屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）
- (4) 医務室
- (5) 相談室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる同項の指定児童発達支援事業所には、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所 静養室
- (2) 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所 聴力検査室

3 第1項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

（利用定員）

第11条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、5人以上とすることができる。

（重要事項の説明等）

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の利用の申込みがあった場合は、その申込みを行った者（以下この条、第16条及び第42条において「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第36条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合には、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発達支援の利用に係る契約をするときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供する指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を当該通所給付決定保護者の通所受給者証（法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。第17条において同じ。）に記載しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者が提供する契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の通所給付決定を受けた支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者と指定児童発



達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他必要な事項を通所給付決定保護者に係る市町村に報告しなければならない。ただし、当該市町村が必要ないと認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(サービス提供拒否の禁止)

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第48条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の対応)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。)等を勘察し、障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、当該障害児に係る利用申込者に対する適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、その者の障害児に係る通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間及び支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、障害児通所給付費の支給の申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴い通所給付決定保護者が行う障害児通所給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、その者の他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した場合は、その提供した日及び内容その他必要な事項を当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定児童発達支援の提供を受けたことについて通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接障害児の便益を向上させ、かつ、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による支払を求めようとするときは、通所給付決定保護者に対し、その使途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、規則で定めるところにより、通所給付決定保護者から指定児童発達支援に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定児童発達支援事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び当該費用の額について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、その者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(通所利用者負担額の管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等(法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。)が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、その者の当該指定児童発達支援及び当該指定通所支援に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、その合計額を、当該通所給付決定保護者に係る市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(取扱方針)

第25条 指定児童発達支援は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しや

すいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその提供する児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画)

第26条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る第3条第1項に規定する通所支援計画(以下この条及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 前項の規定による把握は、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行わなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、第2項の規定により把握した障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した児童発達支援計画を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画には、障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

(1) 障害児の生活に対するその者及びその通所給付決定保護者の意向

(2) 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期

(3) 障害児の生活全般の質を向上させるための課題

(4) 提供する指定児童発達支援の具体的内容

(5) 指定児童発達支援を提供する上での留意事項

(6) その他必要な事項

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議により、当該担当者等の意見を聴かななければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、障害児及びその通所給付決定保護者にこれを交付して、その内容を説明し、文書により、これらの者の同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行うとともに、少なくとも半年ごとに児童発達支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその通所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、児童発達支援計画の変更につ

いて準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第27条 児童発達支援管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条の規定による相談及び援助

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言

(相談等)

第28条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第29条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってその者に対する指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、その者に対し、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、その者ができる限り社会生活を円滑に営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の指導、訓練等に従事する従業者を配置しておかななければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、その通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第30条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に通所している障害児に提供する食事は、できる限り変化に富み、及び障害児の健全な発育に必要な栄養を含むものとするとともに、その身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の指定児童発達支援事業所に通所している障害児に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものと努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 第1項の指定児童発達支援事業所においては、その通所している障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜通所している障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第32条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者は、常に通所している障害児の健康の状況に注意するとともに、その者に対し、通所開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断の方法に準じて行わなければならない。ただし、その者に対し規則で定める健康診断が行われた場合には、規則で定めるところにより、これら